

経理●税務

●2022年度・個人住民税の特別徴収の開始

例年どおり、6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行ないます。各社員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、2022年6月～2023年5月の12か月間で徴収・納付します。納付期限は徴収した月の翌月10日です。ただし、「労働者が常時10名未満の事業所」については、特別徴収住民税、源泉所得税ともに、所轄税務署・市区町村の承認を受けることによつて、半年分ずつ、年2回にまとめて納付できる特例があります。

このうち、特別徴収住民税の2021年12月～2022年5月徴収分は、6月10日が納付期限です。

●売掛金の回収強化

資金繰りに支障を来さないためにも売掛金の管理・回収が重要です。新型コロナウイルスに加え、原油価格の上昇など厳しい経営環境が続くなか、いつにも増して、債権管理が重要となります。自社の保有する売掛金について、

- ・予定どおり入金されているか
- ・不良化の危険がある売掛金はないか
- ・不良化の危険がある場合、その対策をどのように行なうか

など、営業担当者の意見も聞きつつ、入念に確認・検討しましょう。

30^日では、取引先の与信限度額を見直す際の留意点を解説しています。

●夏物商戦の資金対策

これから夏にかけての夏物商戦の本格化に伴い、商品の仕入増加、販売員や配送要員の臨時雇用など、平常月とは異なる資金需要が発生します。

あらかじめ、必要資金の額と時期を確認し、自己資金で賄えるかどうかを検討しましょう。取引金融機関からの運転資金の借入が必要であれば、早めに、その旨を打診しておきます。

人事●労務

●健保・厚年の被保険者報酬月額変更届の提出要否のチェック

被保険者の報酬が昇給等によって大幅に変動した場合は、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といいます。新年度に入ってから定期昇給やペー

スアップ、または賃下げを行なった企業では、6月の給与支払い後、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額変更届の提出が必要を確認します。

健康保険の最高等級に達する人や新入社員を除いて、次の3つの要件のすべてに該当する人が提出対象です。

- ① 昇給または降給があり、固定的賃金（基本給・役付手当・技術手当・住宅手当・家族手当・勤務地手当など）に変動があったこと
- ② 固定的賃金の変動した月から3か月間連続して、報酬の支払基礎日数が17日以上あること
- ③ 該当する3か月間の報酬の平均月額が、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。

ただし、2022年1月から6月までの間に新たに新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が著しく下がった場合、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、急減月の翌月を改定月とすることが可能です。この特例のケースに該当するのは、次の①から③のすべてに当ては

まる場合です。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、2022年1月から6月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた場合

② 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、すでに設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった場合（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）

③ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している場合
なお、7月に入ると、すぐに報酬月額算定基礎届の提出事務（7月11日が期限）がありますから、早めに準備に取りかかりましょう。

●夏季賞与額の決定と支給

一般企業の場合、夏季賞与の支給日は6月から7月にかけて設定しているところが大半のようです。

夏季賞与を支給する企業では、必要な資料を揃え、支給原資の検討や各人の考課・査定を進めてつつがなく支給ができるように準備を整えましょう。

64^頁では、直近の景気指標などを踏まえて、中小企業の今夏賞与の支給相場を予測しています。賞与支給額の検討材料としてください。

●労働保険の年度更新手続き

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（保険年度）を単位として、すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定されます。そのため、事業主は、前年度の確定保険料の精算と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これを労働保険の「年度更新」といいます。

労働保険の年度更新手続きは、6月1日から受付が始まります。最終期限は7月11日ですが、6月中には目処をつけておきましょう。

なお、ことしは4月から事業主負担の雇用保険の保険料率が変わり、10月からは労働者負担・事業主負担の保険料率が変わります。例年と異なり、年度の途中から保険料率が変わるようになりますので注意が必要です。詳しくは、厚生労働省のホームページ等で確認してください。

●賞与からの健保・厚生の保険料控除

6月に賞与を支給した事業所では、賞与から本人負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。

また、賞与等の支給に際して「被保

険者賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出する必要があります。

賞与に係る保険料は、被保険者負担分と会社負担分とを合わせて、納入告知書に従って、支給月の翌月末までに納付します。

●来春新卒予定者の採用活動

コロナ禍における企業の採用活動は3年目を迎えましたが、いまだに試行錯誤が続いています。オンラインによる説明会・面接の実施などだけでなく、秋採用にも力を入れるなど、選考期間の調整といった柔軟な対応が求められます。

また、来春の中学・高校卒業予定者の採用を考えている企業では、所轄のハローワークで日程などを確認しておきましょう。

●新入社員のフォロー

長期雇用を前提に社員を採用する際には、適性判断のため、3か月程度の試用期間を定めている企業が多いでしょう。4月入社の新入社員の場合は、7月から正式採用となります。

正式採用にあたって、フォローアップの研修や、社長や役員との面談などを考えたい時期です。離職を防ぐためにも丁寧にフォローしましょう。

● 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出

これらは毎年6月1日現在の高齢者、障害者の雇用状況（役員・兼務役員を除く）を報告するものです。

いずれも、ハローワーク等に対して原則7月15日までに提出（郵送または電子申請）します。

ただし、新型コロナウイルスによる影響や地域ごとの事情によっては、期限が変更される可能性がありますので、ホームページ等で確認しておきましょう。

● 外国人労働者の雇用等への取組み

厚生労働省は、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、外国人労働者の就労環境の改善等に取り組んでいます。外国人労働者は、派遣や請負の就労形態での雇用が多く、なかには労働・社会保険関係法令等が守られていないケースもあります。

外国人を雇用する企業は、この機会に、自社の就労条件等について確認しておきましょう。

総務 ● 法務

● 定時株主総会の登記事項のチェック

6月（または5月）は、3月決算法

人の定時株主総会の開催時期です（新型コロナウイルスの影響を受け、政府も株主総会の延期など柔軟な開催を認めています）。

増資や取締役の変更（任期満了に伴う再任も含む）など法定登記事項に異動があった場合には、速やかに変更登記を行ないます。また、住所変更や婚姻による氏名変更など、登記簿に記載された事項に変更が生じた場合にも、変更登記が必要です。

● 業界団体等の総会への参加

6月は商工会、法人会など各種業界団体の総会シーズンです。それぞれの日程をチェックして、出席するか否かを判断しましょう。

コロナの影響で規模の縮小やオンライン開催、書面開催なども予想されますので、適宜対応しましょう。

● 梅雨どきの各種対策

6月になると雨の日が多くなり、湿度や気温も高くなりますから、次のような点に気を配りましょう。

- ・ 浸水などの災害対策、湿気・雨漏りなどによる不良在庫の発生防止
- ・ 降雨等による自動車事故の防止
- ・ 郵便物等の水濡れ防止
- ・ 食中毒の防止や健康・衛生面の管理強化

職場の湿度については、労働安全衛

生規則で「事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならぬ」と規定されています。室内にいても熱中症になることはあり、特に体を動かす工場などでは、より注意が必要です。

また、マスク着用の際は、強い負荷の作業を避け、ノドが渴いていなくてもこまめに水分を補給することが大切です。コロナ禍の中でも、安全で働きやすい職場環境を整えましょう。

● 安全対策の検討と見直し

消防庁は、毎年6月の第2週を危険物安全週間と定め、火災発生のリスクを回避するための啓発活動を行ないます。危険物とは、消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・ 火災発生の危険性が大きい
- ・ 火災拡大の危険性が大きい
- ・ 消火の困難性が高い

私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

また、例年6月10日～16日は火薬類危害予防週間（変更の可能性あり）、6月は全国安全週間（7月1日～7日）の準備期間です。

こうした取組みを機に、社員の意識



民族の音楽 ポブ・ディラン

1950年代半ばにフォークソングブームが沸き起こり、59年、ニューポート・フォーク・フェスティバルが

始まる。ポリティカルに連帯感をつなぎながら波のように社会に広まった。ポブ・ディランは63年に出演。62年に出した最初のLPですでにスターだった。2016年にノーベル文学賞を受賞した。(切絵・文=前田尋)

を高め、職場の安全対策を徹底しましょう。

●中元・暑中見舞状の手配

中元を贈る場合には、6月中に各部署から贈答先名簿の提出を受け、百貨店などに発注します。

暑中見舞状を出す場合は、デザインを決め、挨拶の文言を印刷しておきます。差出先の名簿が整い次第、宛名書きを始めます。

各種紙誌へ暑中見舞広告を掲載する企業は、その手配も進めましょう。

●7月～9月の業務日程の確認

4月に新年度入りした企業は、7月から第2四半期が始まります。四半期ごとの業務日程を確認しましょう。また、夏季休暇を実施する企業では、社内的な日程調整、取引先等への通知、相手方の日程確認などを進めます。

88^{ページ}では、7月～9月の主な業務をチェックリストにまとめています。

来月の計画を立てるために

▽全国安全週間が実施されます（7月1日～7日）

▽健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出事務があります（7月1日～11日まで）

▽労働保険の年度更新手続きの期限です（7月11日まで）